

杉戸町水道事業経営戦略改定等支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、杉戸町水道事業(以下「当事業」という。)が平成30年度に策定した「杉戸町水道事業経営戦略」について、事業の進捗や経営環境の変化を踏まえた投資・財政バランスの見直しを行い、改定するとともに、審議会支援を行うものである。

この要領は、本業務を履行できる能力を有する事業者の中から、業務委託に対する意欲、資質及び技術的な能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1)業務名及び対象事業

業 務 名 杉戸町水道事業経営戦略改定等業務

対象事業 杉戸町水道事業

(2)業務内容

業務内容は、次に掲げるものを「主要な業務」とし、詳細は別紙「杉戸町水道事業経営戦略改定等支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に定めるものとする。

ア 経営戦略の改定

イ 審議会支援業務

(3)業務委託の期間

委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4)提案見積限度額

委託期間に係る提案見積限度額の総額は、3,883,000円(税込み)とする。プロポーザル参加に際し、業務委託に係る提案見積書に記載する見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案内容に関わらず、この限度額を超えるものは無効とする。

なお、この金額は契約予定価格を示すものではない。

3 公告

プロポーザルの公告は、杉戸町ホームページに掲載するものとする。

4 参加資格

提案競技に応募する資格を有するものは、次に掲げるすべての事項に適合する者とする。

(1)令和7・8年度杉戸町物品等入札参加資格者名簿に登載され、関東圏内に本店又は申請事業所を有し、「上水道の経営戦略策定(作成)」若しくは「上水道のコンサルティング」を希望していること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱(令和2年杉戸町告示第60号)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱(平成8年杉戸町告示第68号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 水道事業で1事業体以上の経営戦略策定若しくは改定支援業務の完了実績を有し、かつ本業務の目標達成及び適正な履行に必要な人員を配置できること。町条例等は、杉戸町ホームページからダウンロードする方法により行う。

5 実施スケジュール

(1) 実施スケジュール

	番号	項目	期間
一次 審査	1	参加申込書募集期間	令和7年4月 11 日(金)～5月2日(金)
	2	質問受付期間	令和7年4月 18 日(金)午後5時まで
	3	質問回答期日	令和7年4月 25 日(金)
	4	参加申込書の提出期限 (持参又は郵送)	令和7年5月2日(金)午後5時必着
	5	一次審査結果の通知	令和7年5月9日(金)
二次 審査	6	企画提案書の提出期限 (持参又は郵送)	令和7年5月 16 日(金)午後5時必着
	7	プレゼンテーション	令和7年5月 23 日(金) ※詳細別途通知
	8	二次審査結果の通知	令和7年5月 30 日(金)以降
	9	契約交渉・契約締結	令和7年5月 30 日(金)以降で、町が指定した日

【注意点】

- (1) 提出期限等における受付時間はいずれも開庁日の午前9時から午後5時(正午から午後1時及び土日祝日除く)までとする。
- (2) 書類の提出などは、必ず各項目所定の方法で行うこと。
- (3) 持参又は郵送に限る(質問書及び参加申込書の一部様式は除く)。郵送の場合

合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(2) 提出先及び問い合わせの窓口

杉戸町上下水道課(「17 問い合わせ」を参照)

6 実施要領及び仕様書に関する質問及び回答

参加申込みを行うに当たり、本要領及び仕様書に疑義がある場合は、以下の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出方法

質問書(様式第1号)に必要事項を全て記入の上、電子メールに添付し提出すること。なお、電子メールの件名は【杉戸町水道事業経営戦略改定等業務委託質問書(事業者名)】とすること。

(2) 提出期限

令和7年4月18日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

杉戸町ホームページの当該ページに掲載する。

(4) 回答日

令和7年4月25日(金)

7 参加申込書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加申込書(様式第2号)

(ア) 正本は社印(団体印)及び代表者印を押印すること。

イ 会社概要書(様式第3号)

ウ 同種又は類似業務受託実績表(様式第4号)

エ 契約書の写し

① 同種又は類似業務受託実績表の内、経営戦略策定若しくは改定の契約書写し(1業務分)*完了しているものとする

② 同種又は類似業務受託実績の内、水道事業審議会支援業務の契約書写し(1業務分)*完了しているものとする

※①、②とも水道・下水道のどちらでも差し支えない。

オ 予定(管理・照査・担当)技術者の経歴及び業務実績(様式第5号)

カ 会社概要資料(パンフレット等) ※無い場合は提出不要

キ 杉戸町水道事業経営戦略改定等支援業務委託見積書・内訳書(様式任意)

以上の提出書類について、正本1部、副本8部提出すること。

なお、正本には「社名等を表記する」こととし、副本には「社名等の提案事業者が

特定できる記載は全て削除する」こと。

(2)留意事項

- (ア)記載した同種又は類似業務受託実績は、契約書等の写し、またはTECRIS 等の実績を証明できる書類の写しを添付すること。
- (イ)配置予定の技術者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの(健康保険証の写し等。番号等特定に係る部分は塗消してもよい)を添付すること。
- (ウ)配置予定技術者の半数以上は、実務経験を有しているものとする。
- (エ)「杉戸町水道事業経営戦略改定等支援業務委託」見積書・内訳書は、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

(3)提出期限

令和7年5月2日(金) 午後5時まで(必着)

(4)提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

なお、持参又は郵送とあわせて、会社概要書(様式第3号)、業務受託実績表(様式第4号)、予定技術者の経歴及び業務実績(様式第5号)の様式データは電子メールにて杉戸町上下水道課に送信すること。

(5)提出先

杉戸町上下水道課(「17 問い合わせ」を参照)

8 一次審査・通知

提出された参加申込書類について一次審査を実施し、令和7年5月9日(金)にその結果を通知する。

なお、参加資格を有する者が4者以上あった場合は、本要領「13審査基準等」の(1)企画提案書の応募者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の応募者として3者程度選定する。なお、同評価の応募者が1者しかいない場合は一次審査の合計点が6割以上の場合について選定とする。

9 参加辞退

プロポーザルへの参加要請を受けた事業者が、後続手続への参加を辞退したいときは、プロポーザル参加辞退届(様式第6号)を持参又は郵送により、令和7年5月16日(金)午後5時(必着)までに提出すること。

なお、企画提案書の提出期限までに提出が無い場合は、辞退したものとみなす。

10 企画提案書の提出【二次審査】

参加事業者は、提出書類(企画提案書等)を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1)提出書類及び提出部数

番号	様式等
1	企画提案書(様式任意)
2	実施方針・業務工程表(様式任意)

以上の提出書類について、正本1部、副本8部提出すること。

なお、正本には「社名等を表記する」こととし、副本には「社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除する」こと。

(2)留意事項

(ア)文字サイズは12ポイント以上とすること。

(イ)「1企画提案書」及び「2実施方針・業務工程表」の様式は任意とする。ただし、プレゼンテーション資料は実施方針・業務工程表、企画提案書の順で作成すること。

(ウ)用紙はA4サイズ(図表等を使用する場合はA3折り込み可)とすること。また、目次、ページ番号、インデックス等を付け、検索しやすいようにすること。

(3)提出期限 令和7年5月16日(金)午後5時まで(必着)

(4)提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(5)提出先

杉戸町上下水道課(「17 問い合わせ」を参照)

11 受託事業者の選定

(1)選定機関

本業務の受託事業者の選定は、杉戸町水道事業経営戦略改定等支援業務委託事業者選定委員会が実施する。

(2)選定方法

「13審査基準等」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。

審査は点数制とし、審査委員ごとに評価の合計が高い順に順位を付し、第1位とされた数が最も多い応募者を第1位とし、次点を第2位とする。第1位とした応募者が複数となった場合の優先項目は次の(ア)の順により特定する。

(ア)提案見積金額が最も低い応募者。

また、二次審査が1者のみであっても実施する。ただし、合計点が6割未満の場合、非特定とする。

12 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

(1)開催日 令和7年5月23日(金)

(2)場所 杉戸町役場 会議室

(3)開始時間 後日連絡する。

※開始時間は一次審査結果通知書に記載。

(4)出席者 予定業務責任者を含め、3人までとする。

(5)その他

(ア)プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、参加者が準備すること。ただし、プロジェクター、プロジェクターとパソコンの接続ケーブル及びスクリーンは町において用意するので事前に連絡すること。

(イ)プレゼンテーションの実施方法は自由形式とする。

(ウ)プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。当日に追加資料の配布は認めない。

(エ)プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(オ)当事業は、提案内容を正確に記録するため、録音等を行う。ただし、記録したものは、審査以外には使用しない。

(カ)1事業者あたりのプレゼンテーション時間は60分以内とする。

・機器等の準備 10分以内

・プレゼンテーション 30分以内

・質疑応答 10分以内

・機器等の撤去 10分以内

(キ)プレゼンテーションは非公開とする。

13 審査基準等

評価項目、評価の着眼点並びに配点の基準は以下のとおりとする。

(1)企画提案書の応募者を選定するための基準(50点)

【一次審査:書類による事務局審査】

評価項目	評価の着眼点	配点
受託実績	・平成30年度以降の同種又は類似業務の実績	5点
本業務の実施体制	・技術者等の人員体制、業務状況 ・本業務での分担業務の具体性 ・経営の状況	15点

業務担当予定技術者の実績・能力	・専門的な能力や資格 ・同種又は類似業務の経験実績	15点
見積金額	点数＝最低見積金額／見積金額×10 ※見積金額は税抜きで算定し、小数点以下切り捨て	15点

(2)応募者を特定するための基準(100点)

評価項目	評価基準	配点
受託実績	・平成30年度以降の同種又は類似業務の実績	5点
本業務の実施体制	・技術者等の人員体制、業務状況 ・本業務での分担業務の具体性 ・経営の状況	15点
業務担当予定技術者の実績・能力	・専門的な能力や資格 ・同種又は類似業務の経験実績	15点
見積金額	点数＝最低見積金額／見積金額×10 ※見積金額は税抜きで算定し、小数点以下切り捨て	15点
本町の水道事業の分析	・本町の水道事業の課題を理解し、的確に分析しているか ・業務の工程表は妥当性があるか	10点
投資・財政計画	・長期(20年)の投資・財政見通しの把握ができているか ・分析方法の具体性があるか ・経営戦略での事業改善の提案となっているか	20点
提案の独自性	・職員が将来にわたって有効に活用できる実現性・独自性のある提案であるか	10点
プレゼンテーションの技術力及び意欲	・業務の趣旨を理解しているか ・企画提案書の内容を解りやすく、的確に説明しているか ・当該業務に対する意欲が感じられるか	10点
総合評価点		100点

14 二次審査・通知

- (1) 審査の結果は、すべての応募者に対して、令和7年5月30日(金)以降に書面により通知する。
- (2) 審査結果のみ町ホームページに公表する。

15 契約の締結

(1) 契約の手続

受託候補者と当事業は、速やかに本業務のための契約締結に向けた協議を行い、協議結果に基づき契約を締結する。ただし、最終受託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。なお、契約の締結に関して必要な費用は、受託者の負担とする。

(2) 契約の方法

受託候補者と当事業において地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約により業務委託契約を締結する。

16 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降は、応募者の都合による参加申込書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、当事業が必要と認めた場合は、提出書類の差し替え及び再提出をすることができる。
- (6) 企画提案書等は、事業者特定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 企画提案書等に記載した管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当事業の了解を得たうえ、同等以上の者を配置しなければならない。
- (8) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届(様式第6号)によりその旨届け出るものとする。
- (9) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - (ア) 参加資格要件を満たしていない場合

- (イ)提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
- (ウ)本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (エ)審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (オ)見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
- (カ)本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (10)特定された企画提案書の内容は、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (11)企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (12)受託者は、業務の実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守するとともに、これら法令等の運用適用は受託者の負担と責任において行うものとする。
- (13)受託者となった場合、業務実績として本町の名前を挙げることは可能とする。
- (14)提出した資料が杉戸町情報公開条例に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意見を聴いた上で開示の可否等を決定する。

17 問い合わせ

杉戸町 上下水道課 経営総務担当

TEL 0480-37-1232(代表)

FAX 0480-34-4400

〒345-0036 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸 1 丁目 1 番 1 号

(第一配水場敷地内)

e-mail: jogesuido@town.sugito.lg.jp